

○放置車両の使用者に対する車両の使用制限に関する事務取扱要領の制定について
(通達)

平成21年12月18日

福岡県警察本部内訓第37号

本部長

この度、放置車両の使用者に対する車両の使用制限に関する事務取扱要領を制定し、平成22年1月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

記

第1 趣旨

この内訓は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第75条の2第2項の規定に基づき、車両の使用者に対する車両の使用制限処分を行う場合における事務(以下「使用制限事務」という。)の取扱要領について必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

使用制限事務については、法、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「政令」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。)、福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)、車両の使用制限に関する規程(平成18年福岡県公安委員会規程第6号。以下「使用制限規程」という。)、道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限に係る処分量定の細目基準に関する規程(平成18年福岡県公安委員会規程第7号。以下「処分量定細目規程」という。)その他別に定めがあるもののほか、この内訓の定めるところによる。

第3 定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- 1 使用制限処分 法第75条の2第2項の規定により都道府県公安委員会が車両の使用者に対して、当該車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。
- 2 放置駐車違反管理システム 法第51条の4第1項の規定により取り付けした標章(規則別記様式第3の8)に関するデータをサーバ等で集中的に管理し運用するシステムをいう。

(平23本部内訓13・本項一部改正)

第4 取扱責任者及び事務担当者

- 1 本部取扱責任者及び本部事務担当者

(1) 交通部交通指導課に本部取扱責任者及び本部事務担当者を置き、本部取扱責任者には課

長補佐(収納担当)を、本部事務担当者には収納第二係の警部補の階級にある者をもって充てる。

本部取扱責任者	使用制限事務担当の警部の階級(同相当職を含む。)にある者
本部事務担当者	使用制限事務担当の警部補以下の階級(同相当職を含む。)にある者

(2) 本部取扱責任者は、交通部交通指導課長(以下「交通指導課長」という。)の命を受け、使用制限事務の総括的な指揮に当たるものとする。

(3) 本部事務担当者は、次に掲げる事務の処理に当たるものとする。

ア 使用制限処分の対象となる事案(以下「使用制限対象事案」という。)の事実調査、審査及び処分期間の量定(以下「処分量定」という。)並びに使用制限処分の上申に関する事務

イ 監督行政庁の長に対する意見聴取に関する事務

ウ 車両の使用者に対しての聴聞に関する事務

エ 自動車の使用者に対しての報告又は資料の提出の要求に関する事務

オ その他必要な使用制限事務

2 警察署取扱責任者及び警察署事務担当者

(1) 警察署に警察署取扱責任者及び警察署事務担当者を置き、それぞれ次表のとおりとする。

警察署取扱責任者	使用制限事務担当の警部の階級にある者
警察署事務担当者	使用制限事務担当の警部補又は巡査部長の階級にある者のうち警察署長が指定する者

(2) 警察署取扱責任者は、警察署長の命を受け、使用制限事務の総括的な指揮に当たるものとする。

(3) 警察署事務担当者は、次に掲げる事務の処理に当たるものとする。

ア 使用制限対象事案の事実調査及び報告に関する事務

イ 車両の使用者に対しての使用制限処分の執行及び規則別記様式第5の3の標章(以下単に「標章」という。)の除去に関する事務

ウ 自動車の使用者に対しての報告又は資料の提出の要求に関する事務

エ その他必要な使用制限事務

(平26本部内訓4・本項一部改正)

第5 使用制限対象事案認知時の措置

1 使用制限対象事案の事実調査

交通指導課長は、使用制限対象事案に該当すると認める車両について、放置駐車違反管理システムにより警察庁から通報を受けたとき又は他の都道府県警察から通知を受けたときは、当該使用制限対象事案の事実調査を行うものとする。

2 県外への通知

交通指導課長は、使用制限対象事案に係る車両の使用の本拠の位置が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合で、当該使用制限対象事案を当該都道府県警察に通知する必要があると認めるときは、車両の使用制限処分対象事案通知書(様式第1号)を作成し、必要な書類を添付の上、当該都道府県警察に通知する手続をとるものとする。

(平26本部内訓4・本項一部改正)

第6 使用制限対象事案の審査等

1 使用制限対象事案の審査

交通指導課長は、第5の1の規定により使用制限対象事案の事実調査を行ったときは、速やかに当該使用制限対象事案が政令第26条の8に規定する車両の使用制限処分の基準(以下「処分基準」という。)に該当するかどうかを審査するものとする。

2 使用制限対象事案の処分量定

交通指導課長は、1の規定により審査を行った使用制限対象事案が処分基準に該当すると認めるときは、処分量定細目規程に基づく処分量定を行うものとする。

3 監督行政庁の長への通知及び意見聴取

交通指導課長は、1の規定により審査を行った使用制限対象事案が処分基準に該当した場合であって、当該車両の使用者が道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第2項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者であるときは、当該処分量定の結果その他必要な事項を車両の使用制限に関する意見照会書(様式第2号)により当該事業を監督する行政庁の長に通知し、意見を聴取する手続をとるものとする。

(平26本部内訓4・本項一部改正)

第7 聴聞通知書の送付等

1 聴聞通知書の郵便による送達

交通指導課長は、第6の規定により審査、処分量定並びに監督行政庁の長への意見聴取を行った結果、処分基準に該当する車両の使用者(以下「被処分者」という。)に対して聴聞を

行う必要があると認めるときは、聴聞通知書(聴聞等規則様式第6号)、受領書(様式第3号)及び権利放棄書(様式第4号)を被処分者あてに郵便による送達の手続をとるものとする。この場合において、当該使用制限処分の基礎となる納付命令が法第51条の4第16項の規定により取り消されていた場合は、処分要件を欠くこととなるため、送付する前にその取消しの有無の確認を行うものとする。

2 警察署長に対する送付

交通指導課長は、1の本文に規定する郵便による送達ができなかったときは、聴聞通知書送付書(様式第5号)に聴聞通知書を添付の上、使用制限処分に係る当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長(以下「使用制限処分管轄署長」という。)に対し送付するものとする。

3 聴聞通知書の交付による送達等

(1) 使用制限処分管轄署長は、2の規定により聴聞通知書送付書の送付を受けたときは、当該聴聞の期日の1週間前までに被処分者に対して聴聞通知書を交付し、当該被処分者から受領書を徴しておくものとする。

(2) 使用制限処分管轄署長は、被処分者に対して聴聞通知書を交付することができないやむを得ない事情があると認める場合で、当該被処分者から聴聞通知書の受領について委任を受けた者に対して聴聞通知書を交付するときは、その者から委任状その他の書面の提出を受け、及び受領書を徴しておくものとする。

(3) 使用制限処分管轄署長は、当該被処分者が聴聞に出頭しない旨を申し出たときは、当該被処分者から権利放棄書を徴しておくものとする。

(4) 使用制限処分管轄署長は、(1)及び(2)の規定により聴聞通知書の交付を行ったとき又は被処分者が所在不明その他の理由により聴聞通知書を交付することができないときは、その状況を聴聞通知書交付(完了・未了)通知書(様式第6号)に記載し、交通指導課長に通知するものとする。

4 聴聞の期日及び場所の公示

交通指導課長は、聴聞の期日の2週間前までに、当該聴聞の期日及び場所を公示する手続をとるものとする。

(平26本部内訓4・本項一部改正)

第8 公安委員会への上申等

交通指導課長は、使用制限対象事案に係る審査、処分量定及び被処分者に対する聴聞の結果、当該被処分者に対して使用制限処分を行う必要があると認めるときは、車両の使用制限処分上申書(様式第7号)により、福岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に上申するものとする。

る。この場合において、当該使用制限処分基礎となる納付命令が法第51条の4第16項の規定により取り消されていた場合は、処分要件を欠くこととなるため、上申する前に再度その取消しの有無の確認を行うものとする。

(平26本部内訓4・本項一部改正)

第9 使用制限処分の執行等

1 車両の使用制限書の作成及び送付等

- (1) 交通指導課長は、公安委員会が当該被処分者に対して使用制限処分を決定したときは、車両の使用制限書(使用制限規程様式第1号)を作成し、車両の使用制限書等送付書(様式第8号)に当該車両に係る車両の使用制限書及び標章を添付の上、使用制限処分管轄署長に送付するものとする。
- (2) 交通指導課長は、公安委員会が使用制限処分を決定した後、当該使用制限処分に係る車両が他の都道府県警察の管轄区域内に使用の本拠の位置を変更したときは、車両の使用制限執行依頼書(使用制限規程様式第2号)を作成し、車両の使用制限書、標章その他使用制限処分に必要な関係書類を添付の上、当該都道府県公安委員会に当該使用制限処分の執行依頼の通知の手続をとるものとする。
- (3) 交通指導課長は、他の都道府県公安委員会が使用制限処分を決定した場合で、その執行依頼の通知を受けたときは、車両の使用制限書等送付書を作成し、当該都道府県公安委員会から送付を受けた使用制限処分に係る書面(以下「県外車両の使用制限書」という。)、標章その他使用制限処分に必要な関係書類を添付の上、使用制限処分管轄署長に送付するものとする。
- (4) 交通指導課長は、公安委員会が使用制限処分を決定した後、当該使用制限処分基礎となった納付命令が法第51条の4第16項の規定により取り消された場合であっても当該使用制限処分の効力に影響はないことから使用制限処分を執行するものとする。

2 使用制限処分の執行方法

- (1) 使用制限処分管轄署長は、1の(1)及び(3)の規定により車両の使用制限書等送付書の送付を受けたときは、当該車両に係る車両の使用制限書又は県外車両の使用制限書(以下「車両の使用制限書等」という。)に運転禁止の期間を記載し、当該被処分者に対して使用制限処分の理由を告げ、当該車両の使用制限書等を交付し、当該被処分者から受領書を徴しておくものとする。
- (2) 使用制限処分管轄署長は、被処分者に対して車両の使用制限書等を交付することができないやむを得ない事情があると認める場合で、当該被処分者から車両の使用制限書等の受

領について委任を受けた者に対して車両の使用制限書等を交付するときは、その者から委任状その他の書面の提出を受けた上、使用制限処分の理由を告げ、受領書を徴しておくものとする。

(3) 使用制限処分管轄署長は、(1)及び(2)の規定により車両の使用制限書等を交付したときは、当該被処分者の立会いを得て、運転禁止の期間その他必要事項を記載した標章を当該使用制限処分に係る車両の前面の見やすい箇所にはり付けるものとする。

(4) 使用制限処分管轄署長は、当該被処分者の立会いを得て標章をはり付けることができないやむを得ない事情があると認める場合で、当該被処分者から標章のはり付けに立ち会うことについて委任を受けた者の面前で標章をはり付けるときは、その者から委任状その他の書面の提出を受けておくものとする。

3 使用制限処分の執行完了等の報告等

(1) 使用制限処分管轄署長は、2の規定により使用制限処分の執行を行ったときは、交通指導課長にその旨を連絡するものとする。この場合において、交通指導課長は、その内容を放置駐車管理システムにより警察庁に報告するものとする。

(2) 使用制限処分管轄署長は、被処分者に対して使用制限処分の執行が完了したとき又は車両の使用者が所在不明その他の理由によりその執行が未了であったときは、車両の使用制限処分執行(完了・未了)報告書(様式第9号)を作成し、交通指導課長を経由して公安委員会に報告するものとする。この場合において、使用制限処分の執行が未了であったときは、車両の使用制限処分執行(完了・未了)報告書に標章及び車両の使用制限書等を添付するものとする。

(3) 交通指導課長は、他の都道府県公安委員会から依頼された使用制限処分の執行が完了したとき又は車両の使用者が所在不明その他の理由によりその執行が未了であったときは、当該都道府県公安委員会にその結果を連絡するものとする。

(平26本部内訓4・本項一部改正)

第10 標章の除去申請等

1 標章の除去申請の受理等

(1) 警察署長は、法第75条の2第3項において準用する法第75条第10項の規定に基づく標章の除去申請(以下「除去申請」という。)を受理するときは、除去申請を行う者(以下「申請者」という。)に標章除去申請書(規則別記様式第5の4)及び除去申請に必要な書類(規則第9条の16各号に規定する書類をいう。以下「申請書類」という。)の提出又は提示を求めるものとする。この場合において、当該申請者が当該除去申請に係る車両(以下「申請車両」と

いう。)を使用する権原を有する者であり、かつ、被処分者に当該申請車両を使用させることがないことを確認するものとする。

(2) 警察署長は、除去申請を受理したときは、標章除去申請書及び申請書類を交通指導課長に送付するものとする。

(3) 交通指導課長は、(2)の規定により送付を受けたときは、標章除去申請書及び申請書類を審査し、当該除去申請が適正なものである場合は、標章除去決定通知書(使用制限規程様式第3号)を作成し、当該申請車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長(以下「除去申請管轄署長」という。)に送付するものとする。

2 標章の除去

(1) 使用制限処分管轄署長は、使用制限処分に係る車両の処分期間が経過したときは、被処分者又は被処分者から標章の除去に立ち会うことについて委任を受けた者の面前で、当該車両にはり付けた標章を除去するものとする。

(2) 除去申請管轄署長は、1の(3)の規定により標章除去決定通知書の送付を受けたときは、速やかに当該申請者に対して標章除去決定通知書を交付し、当該申請者から受領書を徴しておくものとする。

(3) 除去申請管轄署長は、申請者に対して標章除去決定通知書を交付することができないやむを得ない事情があると認める場合で、当該申請者から標章除去決定通知書の受領について委任を受けた者に対して標章除去決定通知書を交付するときは、その者から委任状その他の書面の提出を受けた上、受領書を徴しておくものとする。

(4) 除去申請管轄署長は、(2)及び(3)の規定により標章除去決定通知書を交付したときは、当該申請者の立会いを得て、標章を除去するものとする。

(5) 除去申請管轄署長は、当該申請者の立会いを得て標章を除去することができないやむを得ない事情があると認める場合で、当該申請者から標章の除去に立ち会うことについて委任を受けた者の面前で標章を除去するときは、その者から委任状その他の書面の提出を受けておくものとする。

(6) 使用制限処分管轄署長及び除去申請管轄署長は、標章を除去したときは、標章除去報告書(様式第10号)に除去した標章を添付の上、交通指導課長に報告するものとする。

(平26本部内訓4・本項一部改正)

第11 使用制限処分に係る事績の記録

1 交通指導課長による記録

交通指導課長は、使用制限事務に係る次の事項を車両の使用制限事務処理事績簿(甲)(様式

第11号)に記録するものとする。

- (1) 被処分者に聴聞通知書を郵送したこと又は使用制限処分管轄署長に聴聞通知書を送付したこと及び使用制限処分管轄署長から聴聞通知書の交付状況の報告を受けたこと。
- (2) 使用制限処分管轄署長に車両の使用制限書等を送付したこと及び使用制限処分管轄署長から使用制限処分の執行状況の報告を受けたこと。
- (3) 警察署長から標章除去申請書及び申請書類の送付を受けたこと、除去申請管轄署長に標章除去決定通知書を送付したこと並びに警察署長から標章除去決定通知書の交付状況の報告を受けたこと。
- (4) その他使用制限事務に係る必要な経過に関すること。

2 使用制限処分管轄署長による記録

使用制限処分管轄署長は、使用制限事務に係る次の事項を車両の使用制限事務処理事績簿(乙)(様式第12号)に記録するものとする。

- (1) 交通指導課長から聴聞通知書の送付を受けたこと及び交通指導課長に聴聞通知書の交付状況の通知を行ったこと。
- (2) 交通指導課長から車両の使用制限書等の送付を受けたこと及び交通指導課長に使用制限処分の執行状況を報告したこと。
- (3) 申請者から除去申請を受理したこと。
- (4) 交通指導課長に標章除去申請書及び申請書類を送付したこと、交通指導課長から標章除去決定通知書の送付を受けたこと並びに交通指導課長に標章除去決定通知書の交付状況を報告したこと。
- (5) その他使用制限事務に係る必要な経過に関すること。

(平26本部内訓4・本項一部改正)

第12 報告又は資料の提出

1 警察署長への送付

交通指導課長は、法第75条の2の2第2項の規定により自動車の使用者に対し、使用制限処分に係る必要な報告又は資料の提出を求める場合は、報告・資料提出要求書等送付書(様式第13号)に報告・資料提出要求書(様式第14号。2において「要求書」という。)、報告・資料提出回答書(様式第15号。2において「回答書」という。)及び受領書を添付の上、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長に送付する手続をとるものとする。

2 自動車の使用者への交付等

- (1) 警察署長は、1の規定による送付を受けたときは、当該自動車の使用者に対して要求書

及び回答書を交付し、当該自動車の使用者から受領書を徴しておくものとする。

(2) 報告又は資料の提出の期限については、要求書及び回答書を交付した日から起算しておおむね15日を経過した日を指定するものとする。

(3) 警察署長は、当該自動車の使用者から回答書を受領したときは、速やかに当該回答書を交通指導課長に送付するものとする。

(平26本部内訓4・本項一部改正)

第13 関係書類の保存

1 交通部交通指導課に備え付ける簿冊

交通部交通指導課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
車両の使用制限事務処理実績簿(甲)	車両の使用制限事務処理実績簿(甲)	長期
車両の使用制限事案簿	受領書	3年
	権利放棄書	
	聴聞通知書交付(完了・未了)通知書	
	車両の使用制限処分上申書	
	車両の使用制限処分執行(完了・未了)報告書	
	標章除去報告書	
	報告・資料提出要求上申書	
	報告・資料提出回答書	

2 警察署に備え付ける簿冊

警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
車両の使用制限事務処理実績簿(乙)	車両の使用制限事務処理実績簿(乙)	長期
車両の使用制限事案簿	聴聞通知書等送付書	3年
	車両の使用制限書等送付書	
	報告・資料提出要求書等送付書	